

職発0401第26号
平成23年4月1日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

避難所において職業紹介事業者又は労働者派遣事業者が
出張相談に応じる場合の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震の影響により設置されている避難所においては、避難されている方の雇用の確保のため、避難所の運営主体の了承のもと、職業紹介事業者や労働者派遣事業者が出張相談に応じることが考えられるが、その場合の取扱いについて、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

1 窓口等の設置の取扱いについて

既に許可又は届出を行っている職業紹介事業者又は労働者派遣事業者(以下「事業者」という。)が避難所に窓口等を設置し、出張相談に応じる場合、当該窓口は独立した事業所とは考えられないことから、当該窓口等の設置を事業所の新設とは取り扱わないこととする。

なお、事業者は、名称及び許可番号を掲示する等の方法により、適法に事業を行うことができる事業者であることを求職者等に対して明示するものとする。

2 求人者等の秘密を守るために必要な措置について

事業者は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第31条第1項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、個人情報等を適正に管理し、求人者、求職者、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置を講じることとされている。

このため、個人的秘密を保持できるようにすることが求められており、例えば、窓口ごとにパーテーションで仕切りを設けること等が必要となる。

しかしながら、避難所に設置する相談窓口においては、設置場所や広さの制約から、パーテーションで仕切る等の措置が困難である場合が多いと考えられることから、そのような構造を取らなくても差し支えないこととする。